

府中市福祉施設における指定管理者候補者選定基準

(趣旨)

第1 この基準は、府中市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年6月府中市条例第11号）第4条及び第5条の規定により、府中市福祉施設における指定管理者候補者選定委員会規則（平成26年9月府中市規則第26号）第2条に掲げる福祉施設の指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものとする。

(審査)

第2 府中市福祉施設における指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、候補者を申請書とプレゼンテーションにより審査し、その結果を選定委員会にて協議する。

(採点)

第3 各委員は、選定基準表（別表1及び別表2）により採点する。

(雑則)

第4 この基準に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

付 則

この基準は令和7年4月4日から施行する。

(別表1) 書類審査基準表 【介護予防推進センター】

| 区分 | No. | 審査項目 | 評価 | 点数 |
|---------------------------------|-----|---|----|----|
| 団体の 安定性 | 1 | 団体の経営状況の健全性及び管理運営を安定して行う人員及び資産の保有(財務状況) | | |
| | 2 | 団体として管理運営を安定して行うことができる能力及び実績(事業能力) | | |
| サービス の向上と 公平性 | 3 | 利用者の公平な施設利用の確保 | | |
| | 4 | 利用者ニーズの把握、サービスの向上と満足度の向上につなげるための仕組みづくり | | |
| | 5 | 多様な利用者が積極的に施設を利用できるようICTの活用や、ユニバーサルデザインに配慮した施設の運営 | | |
| | 6 | 施設の利用率向上の方策 | | |
| | 7 | 利用者とのトラブルの未然防止、対応についての方策 | | |
| 事業計画 | 8 | 施設の設置目的や基本方針、運営方針との整合性 | | |
| | 9 | 指定管理期間中の事業計画や目標の具体性 | | |
| | 10 | 要求水準に求める介護予防に係る事業計画 | | |
| | 11 | 環境／社会(SDGs)に配慮した管理運営 | | |
| | 12 | 地域・団体・事業者・行政等との協働や連携の方策 | | |
| | 13 | モニタリングを活用した事業改善の意欲の有無 | | |
| | 14 | 収支計画の妥当性 | | |
| | 15 | 府中市の介護予防に係る施策や事業への深い理解 | | |
| 効率的 管 理 | 16 | 管理経費の縮減を図るための方策 | | |
| | 17 | 管理運営に必要な人員確保と人員の能力向上のための研修等の計画 | | |
| | 18 | 施設及び備品等の適切な維持管理の方策 | | |
| 個人情報 保護管理、 情報公開及 び危機管理 | 19 | 情報公開・個人情報保護管理等への配慮 | | |
| | 20 | 緊急時に即応した安全管理のための体制の整備 | | |

| | |
|------------------------|-----|
| 寸評(評価欄にCがある場合のコメントを記載) | 合計点 |
|------------------------|-----|

① 評価項目を A～C、不可で採点する。

※ A (特に優れている) … 5 点、B (基準を満たしている) … 3 点、C (概ね基準を満たしているが、コメントあり) … 2 点、不可… 0 点

② 委員の合計点を 100 点満点で表し、総合評価とする。

③ 委員の平均点が 40 点以上を合格基準とする。

(別表2) プレゼンテーション審査基準表 【介護予防推進センター】

| 選定基準・評価項目等 | | 重点項目 | 評価 | 点数 |
|---------------------------|--|------|----|----|
| 1 安定的かつ質の高いサービスの提供 | | | | |
| (1) | 事業実施に当たって、公平かつ積極的な利用に向けた実現性がある提案がされていることが確認できたか。 | | | |
| (2) | 利用率の向上に関する積極的かつ計画的な提案であることが確認できたか。 | | | |
| (3) | 府中市の介護予防推進行政について良く理解し、適切な事業提案であることが確認できたか。 | ○ | | |
| (4) | 市民や市との協働について具体的かつ積極的な提案であることが確認できたか。 | | | |
| 2 効率的・効果的かつ公正な施設管理 | | | | |
| (1) | 効率的・効果的な施設運営を実施するための提案であることが確認できたか。 | ○ | | |
| (2) | 利用者の安全確保や関係法令の遵守が図られた提案であることが確認できたか。 | | | |

| 選定基準・評価項目等 | | 重点項目 | 評価 | 点数 |
|------------------------|--|------|----|----|
| (3) | 施設の管理経費の縮減を図るための方策が優れていることが確認できたか。 | | | |
| 3 要求水準の内容を捉えたプレゼンテーション | | | | |
| (1) | プレゼンテーション全体にわたって、介護予防推進センターの指定管理者として市の要望を捉えた提案や展望・熱意などが感じられたか。 | | | |

| 寸 評 (評価欄にCがある場合のコメントを記載) | 合計点 |
|--------------------------|-----|
| | |

① 評価項目をA～C、不可で採点する。

※ A(優れている)…10点、B(基準を満たしている)…6点、C(概ね基準を満たしているが、コメントあり)…4点、不可…0点

② 重点項目については点数に2を乗じた数を得点とする。

③ 委員の合計点を100点満点で表し、総合評価とする。

④ 委員の平均点が32点以上を合格基準とする。